

千葉県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画に係る実施状況の公表

令和7年5月公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づく行動計画の実施状況を次のとおり取りまとめたので公表いたします。

1. 超過勤務の縮減

【目標】 令和7年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を、令和元年度の実績（月5.4時間）から1割以上縮減し、4.8時間以下にする。

【実績】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1.8時間	3.6時間	3.7時間	4.2時間	

2. 休暇の取得の促進

【目標】 年次休暇の取得日数が5日を下回る職員が発生しないよう努めるとともに、年次休暇の平均取得日数について、8割以上の職員が10日以上取得する。

【実績】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
9.6日	10.7日	10.3日	9.6日	

3. 職員の勤務環境の改善

【目標】 男女問わず職員の育児休業の取得率向上に努める。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女性	—	—	—	—	
男性	0%	0%	0%	—	

4. 管理的地位に占める女性職員の割合の向上

【目標】 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を、令和元年度の実績を考慮し、10%以上にする。

【実績】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
42.8%	50.0%	40.0%	40.0%	